

平成31年度 世田谷区空き家等地域貢献活用助成事業

世田谷らしい空き家等の
地域貢献活用助成
応募要領

平成31(2019)年4月1日

世 田 谷 区

一般財団法人 世田谷トラストまちづくり

目次

1 趣旨	1
2 募集概要	2
3 募集スケジュール	2
4 応募条件	2
5 応募書類	4
6 応募書類提出方法	7
7 選定方法	8
8 助成金	9
9 その他	12
10 各種様式等	
様式1 表紙	14
様式2 応募団体について	15
様式3 建物・物件概要	16
様式4 収支計画書	17
様式5 物件所有者(オーナー)の同意確認書	19
様式6 地域貢献活用の内容	20
様式7 建物・物件の現況	22
様式8 初期整備の内容	24
参考 団体の定款・会則作成例	26
11 実施要綱	
世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付要綱	29

1 趣旨

全国で空き家の問題が深刻化し、多大な人口を擁する都市部でも大きな問題となっています。2013年の住宅・土地統計調査(総務省)によれば、世田谷区内にも約5万2千戸の「空き家」あるいは「空室」が存在するとされています。また、高度成長期以降、都市部に増加していった核家族世帯において、子供たちが成長して家を出ることなどにより、各住戸に使われなくなっている「空き部屋」も増加しつつあると考えられます。

このような現状の中、空き家を有用な「資源」として捉え、活用する試みが全国各地で動き出しており、世田谷区では、2013年に『空き家等地域貢献活用相談窓口』を開設しました。

この窓口では、民間市場では対応できない地域交流や地域コミュニティ再生のための活用、福祉的な活用といった“地域貢献”を目的とした公益的な活用を支援するため、空き家等を所有するオーナーと空き家等を活用したい団体とのマッチング等を行っています。

また、本助成事業では、空き家等の地域貢献活用企画を募集し、空き家等のオーナーと活用団体が主体となって行う活動に必要な改修費用の助成を行っています。

この窓口を通じて、これまでの6年間で15件の地域貢献型の空き家活用が実現しています。

なお、ここで言う“地域貢献”とは、地域交流の活性化、地域コミュニティの再生など、地域の課題解決の一助となるような活動を示しています。団体の主目的活動を基盤として、地域課題の解決や地域にプラスアルファの価値創造を生み出す活動を応援します。

■「空き家等」について(定義)

○空き家(あきや) : 賃貸用、売却用、長期不在などの理由により、居住者のいない一戸建て住宅

○空室(あきしつ) : 共同住宅などにおいて居住者のいない住戸

○空き部屋(あきべや) : 一戸建て住宅内および共同住宅等の住戸内で使われていない部屋

この助成事業では、以上の三つを合わせて「空き家等」と呼び、助成の対象としています。

※ 空き家等地域貢献活用相談窓口を世田谷区より運営委託を受け、一般財団法人世田谷トラストまちづくり(以降、財団)が行っています。

2 募集概要

団体等が自ら探した物件、もしくは、当空き家等地域貢献活用相談窓口を介したマッチング物件(※いずれも事前に物件所有者の同意確認が必要)で行なおうとしている地域貢献活用企画を募集します。公開審査会で「助成対象の候補」に選定されると、その実現のための初期整備費用に対する助成金の交付申請を行うことができ、整備の完了届を提出後、助成金が支払われます。

※ ただし、2020年3月18日(水)までに完了する初期整備の費用に限ります。

3 募集スケジュール

下表スケジュールで地域貢献活用企画の募集および選定(公開審査会)を行います。

日 程	内 容
2019年4月1日(月) ～8月23日(金)	募集要項配布 ①応募を予定する団体は、期間内に、財団へ相談してください。(要事前予約) ②相談後、物件の現地調査を行います。(必須)
2019年8月23日(金)正午まで	応募書類提出期限
2019年9月23日(月・祝)	公開審査会
2019年9月24日(火)から	助成金交付申請
2020年3月18日(水)まで	完了報告書提出期限
工事完了日以降	事業開始

4 応募条件

(1) 応募資格

対象となるのは、以下①～⑥の全てを満たす団体です。

- ① 世田谷区内で、地域貢献活動を行う団体またはその連合体
- ② 対象となる物件で5年以上活動を継続すること。(物件所有者の同意を得ていること)
- ③ 団体の構成員に対し、空き家等の活用の結果得られた収益を分配したり財産を還元したりしないこと。
※ 地域貢献活用の継続に必要な収益(活動費、人件費等)を得ることはかまいません。
- ④ 地域貢献、地域まちづくり等の活動実績がある団体
- ⑤ 政治・宗教を目的としない団体
- ⑥ 暴力団またはその傘下組織ではない団体

(2) 対象企画

以下のいずれも満たすものを対象とします。

- ① 空き家等を用い新たに始める、地域交流の活性化・地域コミュニティの再生など、地域の課題解決の一助となるような地域貢献活用
- ② 自主的、自立的及び継続的に行われ、空き家等の地域貢献活用の先導的な事例となるもの

■ 空き家等を活用した「地域貢献」活用の例

- ・ 高齢者デイサービスと多世代交流の場
 - ・ 地域の子どもたちの子育て拠点
 - ・ 発達障害児童等の放課後の居場所
 - ・ 食を通じた地域のコミュニティスペース
 - ・ 社会的養護が必要な児童の養育の場
 - ・ 放課後の子どもたちのための居場所
- など

※ 用途地域により、可能な活用は異なりますので、各自ご確認ください。

※ 他の助成制度から助成を受けている場合でも、助成内容に重複がなければ併せて応募できます。ただし、他の助成制度が、併用を認めない場合もありますので各自でご確認ください。

(3) 対象物件

- ・ 一戸建て住宅等の空き家や空き部屋、マンション等の空室や空き部屋が対象です。
- ・ 活用にあたり物件所有者の同意を得ていることが条件となります。

※ 同意確認書の提出が必須です。

- ・ 活用の対象となるのは、以下①～⑤の全てを満たす物件です。

① 建築関係法令に適合するもの(年度内に適合させる)であること

企画対象となる物件の建築関係法令への適合状況について、各自で確認してください。

② 活用用途の基準を満たす物件であること

活用用途に応じた建築関係法令の基準を満たす必要がありますので、各自で確認してください。

特に、住宅を福祉施設、寄宿舍などへ転用する場合は、建築関係法令の基準についてお早めに確認してください。

③ 応募時点で新耐震基準等を満たしている、あるいは応募する企画に含まれる改修工事により新耐震基準等を満たすこと建物であること

活用対象となる物件の耐震状態が不明の場合、世田谷区防災街づくり担当部防災街づくり課耐震促進担当(電話:03-5432-2468)による耐震化支援制度があります(1981(昭和56)年5月31日までに着工した建物のみ。他にも条件有り)。詳細はお問い合わせください。

耐震診断は申請から結果が分かるまで、2カ月以上を要します。応募をお考えの場合は、お早めに診断の申し込みを行ってください。

④ 建築確認済証があることまたは、それに準ずる書類があること

建築基準法[1950(昭和25)年]施行前の建築物については、建築確認済証は不要ですが、その後増築している場合は、その時の確認申請書類は必要です。

建築確認申請の届け出のない物件については、指定確認検査機関の建築基準法適合状況調査により、当時適法に建てられたことが証明できた場合は、対象となります。その書類は採択後、助成金交付前までに提出する必要があります。

⑤ 都市計画事業に決定された土地の建築物ではないこと

当該の都市計画事業の領域が建物にかからなければ応募可能としますが、その場合、建物の活用及び活動に支障を来たさないことを条件とします。

(4) 応募相談

- ・応募を予定する団体は、募集要項配布期間中に、応募資格や対象企画、対象物件について事前に財団へ相談をしてください。(電話予約のうえ、お越しください。)

一般財団法人世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課 空き家等地域貢献活用担当
〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎1階 ※ 7頁の地図を参照ください。
午前8時30分から午後5時00分まで(土・日・祝日はお休みです)
電話 03-6379-1621 FAX 03-6379-4233

- ・相談にあたっては、当該建築物の図面や建築確認申請時の書類、検査済証、固定資産税課税明細書等の書類(全て写し可)をご持参ください。
- ・応募要領の内容や応募書類の記入方法などについて、質問や相談を受け付けています。
- ・活用を検討する建物で行う企画に対して、建築関係法令等の適合状況を確認するため、相談の際には具体的な活用内容をまとめておいてください。

(5) 物件の現地調査(必須)

- ・応募相談後に活用対象物件の現地調査を実施しますので、応募者は、現地調査への立会いをお願いいたします。
- ・具体的なスケジュールは、個別に調整いたします。

5 応募書類

- ・応募書類は様式と添付書類の2種類です。提出書類の中には公開されるものがありますので、予めご了解の上ご応募ください。
 - (1)様式1、6～8は、公開審査会での配布、財団ホームページほかで<公開>とします。(一部を除く)
 - (2)様式2～5は、原則<非公開>とします。
 - (3)添付書類①～⑤は、原則<非公開>とします。
- ・表紙を1頁とし、通し番号を記してください。
- ・用紙は片面のみに作成したものを提出してください。(両面印刷はしないこと)
- ・応募書類の中には、「必ず提出するもの」、「あれば提出するもの・必要に応じて提出するもの」がありますのでご注意ください。

(1) 応募申請用紙[様式1～8]

[様式1] 表紙<公開>

- ・ A4サイズ1枚
- ・ 企画のタイトル、活用しようとする物件の種別、助成金申請額、団体名を記入します。

[様式2] 応募団体について<非公開>

- ・ A4サイズ1枚
- ・ 応募団体の代表者、連絡責任者、連絡先、メンバー構成、団体の実績を記入します。

[様式3] 建物・物件概要 <非公開>

- ・ A4サイズ1枚
- ・ 活用する建物・物件の基本情報、詳細情報を記入します。

[様式4] 収支計画書 <非公開>

- ・ A4サイズ、枚数は適宜
 - ・ 初期整備に要する費用の内訳やそれをまかなうための収入について記入します。応募時において、対象経費の見積書をとるなどして、できる限り確定した金額で収支計画書を作成してください。
- ※公開審査会後に改めて本見積もりを取った上で提出いただき、審査を受けることになります。

[様式5] 物件所有者(オーナー)の同意確認書<非公開>

- ・ A4サイズ1枚
- ・ 物件所有者全員に、企画提案に基づく活用の同意を得て、署名及び捺印をもらってください。

[様式6] 地域貢献活用の内容 <公開>

- ・ A4サイズ、4枚以内
- ・ 空き家等の活用目的、活用プログラムとスケジュール、管理・運営体制について、文章や図表などによって記します。

[様式7] 建物・物件の現況 <一部非公開>

- ・ A4サイズ、2枚
- ・ 建物・物件の位置図や間取り図、写真などにより建物・物件の現況を示します

[様式8] 初期整備の内容 <公開>

- ・ A4サイズ、4枚以内
- ・ 活用を予定している物件に対する具体的な整備内容、整備のスケジュールを、文章の他、図表などによって記します。

(2) 添付書類

・下記に基づき、所定サイズ・枚数の用紙に自由に作成してください。

① 団体の定款または会則 <非公開>

- ・ A4サイズ、枚数は適宜
- ・ 定款または会則を持たない団体は、作成例を参考に、作成してください。

② 前年度の会計報告書【任意提出】 <非公開>

- ・ A4サイズ、枚数は適宜
- ・ 団体が前年度に活動し、会計報告書を作成している場合、そのコピーを添付してください。
- ・ 応募団体が複数団体の連合体の場合は、各団体の前年度会計報告で代用可とします。

③ 団体の活動実績を示す資料【任意提出】 <非公開>

- ・ A4サイズ、5枚以内
- ・ 「応募申請書」の様式2にも団体の実績記入欄がありますが、必要に応じて更に資料を添付することができます。
- ・ 応募団体が複数団体の連合体の場合は、各団体の資料で代用可とします。

④ 物件(建物)の建築確認済証またはそれに準ずる書類 <非公開>

- ・ 対象物件について、増築を含む全ての建築確認済証のコピーを提出してください。
- ・ 建築確認済証のコピーが用意できない場合は、台帳証明を提出してください。
- ・ 建築基準法(1950年)施行前の物件の場合は提出不要ですが、その後増築している場合は、その時の確認申請書類を提出してください。
- ・ 建築確認申請の届け出のない物件については、指定確認検査機関の建築基準法適合状況調査により、当時適法に建てられたことが証明できた場合、対象となります。証明する書類は、助成金交付前までに提出する必要があります。

⑤ 物件(建物)の設計図面・検査済証【任意提出】 <非公開>

- ・ サイズ、枚数とも適宜
- ・ 活用する物件(あるいは建物)の新築時や増改築時の設計図面や検査済証をオーナーがお持ちでしたら、そのコピーを提出してください。

6 応募書類提出方法

(1) 提出期限

・2019年8月23日(金)正午まで

※ 期間内の早めのご提出をお願いします。

- ・申請に必要とされる書類一式をそろえた上で、期間内に下記の場所まで直接ご持参ください。郵送、E-mail、FAXによる応募は受け付けていません。
- ・ご提出いただいた応募書類は返却いたしません。また、提出後の応募書類の変更はできません。
- ・応募書類を作成する上での質問や相談は、応募書類提出の前に「応募相談」として済ませておいてください。
- ・応募書類に大きな不備が見つかった場合は、受け付けることができない場合がありますのでご注意ください。

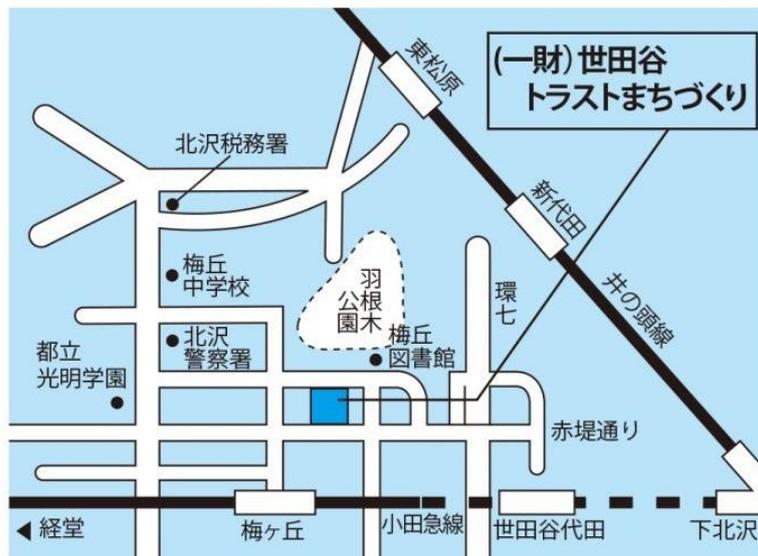
(2) 提出場所

一般財団法人世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課 空き家等地域貢献活用担当

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎1階

電話:03-6379-1621

午前8時30分から午後5時00分まで(土・日・祝日はお休みです)



【最寄駅】小田急線『梅ヶ丘』駅北口より徒歩2分

7 選定方法

- ・「助成対象の候補」となる空き家等を活用した地域貢献活用企画を公開審査会にて、選定します。
- ・選定された団体は、助成金の交付申請を行うことができます。

助成金の交付申請については、10頁『8 助成金（3）助成金の交付手続き』をご覧ください。

2020年3月18日(水)までに初期整備を終えることが助成を受けられる条件となります(整備内容は法令順守が条件となります)。

(1) 公開審査会

- ・下記の公開審査会において、応募団体より活用企画のプレゼンテーションをし、審査委員の質疑に回答していただきます。

日にち：2019年9月23日(祝・月)予定

※開催場所等の詳細については後日お知らせします。

(2) 審査会委員〔敬称略、順不同〕

- ・坂倉杏介(東京都市大学 都市生活学部 准教授／港区「芝の家」代表)
- ・服部篤子(一般社団法人 DSIA 代表理事／同志社大学 政策学部 教授)
- ・饗庭伸(首都大学東京 都市環境科学研究科 都市政策科学域 教授)
- ・畝目晴彦(世田谷区都市整備政策部 部長)
- ・男鹿芳則(一般財団法人世田谷トラストまちづくり 理事長)

(3) 審査基準

- ・以下の観点において総合的に審査します。

- ① 実現性、継続性
- ② 地域貢献度が高いこと
- ③ 今後の空き家等活用の先導性がある
- ④ 費用対効果

8 助成金

(1) 助成金額

- ・助成総額は最大600万円です。
- ・応募時点で助成申請できる金額は最大300万円です。
- ・その内訳は以下の①、②の通りです。
 - ① 空き家等の地域貢献活用に必要な改修工事費（最大 200 万円／件）
 - ② 住居以外の用途に資する耐震改修費（最大100 万円／件）
- ・公開審査会における「助成対象候補」の選定件数によっては 1 団体あたりの助成金額が300万円以下に縮減される場合があります。
- ・助成金額は、助成交付決定通知及び、完了検査をもって確定します。
 - ※ 本助成金を活用して、耐震改修工事等を行なった物件については、その後、建物の改修や解体等に制限がかかる場合があります。詳しくはお問合せください。

(2) 助成対象となる経費

- ・空き家等の地域貢献活用を始めるために必要となる環境整備に関わる経費が助成対象となります。対象となる経費は、下記①、②のとおりです。
- ・助成対象となるのは、助成金交付決定通知後から2020年3月18日(水)までに工事が完了かつ支出された経費です。
- ・助成経費に該当しない初期経費については、応募団体自身で負担してください。

① 空き家等の地域貢献活用に必要な改修工事費(最大 200 万円／件)

空き家等の活用にあたって必要な改修工事費用を助成します。該当する費目は下記の通りです。

◎ 改修または改装工事費

- ・設計管理費
- ・工事監理費
- ・内部改修工事費
- ・空調衛生設備、電気通信設備整備費
- ・共用部改修工事費
- ・避難施設設置工事費
- ・外部・外構改修工事費
- ・つくりつけ家具の整備費
- ・建築資材(住民参加型等、手作り施工に伴う資材)

② 住居以外の用途に資する耐震改修費(最大100万円/件)

空き家等を住居以外の用途に活用する場合の耐震改修費用を(1)とは別に助成します。

※ 1981年5月31日までに着工した建物で、居住の用途として活用する場合は、**世田谷区防災街づくり担当部防災街づくり課耐震促進担当(電話:03-5432-2468)**が行なう耐震改修助成金が別途活用できる場合があります。詳しくは、ご相談ください。

(3) 助成金の交付手続き

① 助成金の交付申請

・空き家等を活用した地域貢献活用企画が公開審査会で選定された団体は、区へ助成金の交付申請を行うことができます。

・申請の際には、審査会での指摘内容等を踏まえて改修工事等の計画を確定させた上で、区へ助成金交付申請書を提出していただきます。その際、団体や物件の概要資料のほかに、具体的な整備内容がわかる資料(図面含む)、対象経費の収支計画書、工事見積書、建物所有者全員分の改修工事承諾書等を提出していただきます。

・区は申請内容の審査を行い、助成金の交付を決定した時点で、助成金交付予定額、助成金交付の条件を通知します。

・区から助成金の交付決定通知を受けた後、工事施工業者等と契約を結び、改修工事施工者決定届を区へ提出していただきます。

※交付申請前に、助成対象経費の支出の原因となる契約を締結していた場合、当該経費については助成の対象となりませんのでご注意ください。

② 初期整備の実施期間と完了届の提出

・初期整備及び、経費の支出は、助成金交付決定通知後から**2020年3月18日(水)まで**に完了させてください。

・初期整備及び、経費の支出が完了しましたら、速やかに「完了届」を提出していただきます(**2020年3月18日(水)提出締め切り**)。完了届には、収支実績報告書、工事記録(工事施行前・中・後)写真、対象経費についての領収書等の添付が必要です。

③ 助成金の交付時期

助成金は、提出書類を区が審査し、交付すべき助成額を確定した後、団体からの請求書の提出に基づき一括で支払われます。完了届の提出がない場合は、助成金を交付することができません。

※ 初期整備の結果、支出した費用が「助成金交付予定額」を超えてしまった場合も、超えた金額は支払われませんのでご注意ください。

④ 領収書等の提出

・初期整備完了後の完了届提出の際は、すべての費用について以下①～⑥の全要件を満たす領収書又は支払い実績が確認できる書類が必要です。

・以下の全要件を満たせば、「領収書」表記のあるレシートも可とします。

【領収書等としての要件】

- ・宛名が申請書記載の申請者名と同一であること【団体名の省略不可】
- ・領収金額が記載されていること【訂正不可】
- ・領収年月日が助成対象期間内(助成金交付決定日から2020年3月18日(水)までの日付)であること
- ・支出金額等の内訳が記載されていること
- ・領収者の住所・氏名(業者名等)が記載されていること
- ・領収印があること

(4) 助成金交付手続きにおける注意事項

- ・助成金交付に必要な様式は、公開審査会后、選定された団体へ配付します。上記以外の必要書類等についても、配付の際、詳細をお知らせします。
- ・やむを得ない理由で整備を取りやめるときは、速やかに区に対し、「助成金交付辞退届」を提出していただきます。
- ・地域貢献活用の実現が困難と認められる場合は、区が交付決定を取り消すことがあります。
- ・助成金の交付には、対象となる物件で5年以上活動を継続することが条件となります。
助成金の交付後、対象となる物件で5年以上活動を継続できなかった場合は、原則として、助成金を返還していただきます。

(5) 成果報告(必須)

①空き家等地域貢献活用助成報告会について

- ・採択された団体には、翌年度の『空き家等地域貢献活用助成報告会』(2021年2月頃開催予定※詳細未定)で地域貢献活用の成果等について発表していただきます。
 - ・財団が指定する期日までに、成果報告書を提出していただきます。当日の参加者への配布資料となります。
- ※ 詳細は、公開審査会以降にお知らせします。

②活動報告書の提出について

対象となる物件での活動開始日から5年間の活動について、毎年1回、当該年度の翌年度5月末までに活動状況の報告書を提出していただきます。

報告様式等の詳細については、助成金の交付申請受付時にお知らせします。

- 報告事項 活動内容、活動頻度など

9 その他

(1) 専門家支援(建築士等)

- ・ 活用を予定する物件について、下記＜支援条件＞①の全ての意思を満たし、かつ、②財団がその支援を必要と判断した場合、専門家支援(建築・不動産等の専門家)を受けることができます。ただし、＜支援内容＞①活用を検討する建物の現況確認は必須とし、応募相談後の現地調査時に実施します。建築士の支援については、「一般社団法人 東京都建築士事務所協会世田谷支部 地域貢献チーム」より、行ないます。

＜支援条件＞

- ①オーナーおよび団体が活用を予定する物件について、以下の意思があること
 - ・ 地域貢献活用の意思
 - ・ 助成事業への応募の意思
 - ・ 耐震改修や法令適合への意思
 - ・ 物件情報の公開の意思
- ②財団が支援を必要と判断した場合

＜支援内容＞

- ・ 空き家の活用を進めていく上で、以下の専門家支援を行ないます。(最大6回)

①活用を検討する建物の現況確認(必須・建築士)

空き家活用を検討している物件の法令適合状況等について、その現況を確認します。

②実現に向けた改修費用のスケール把握 (建築士)

改修方法や改修費用のスケールなど建築士よりアドバイスを行ないます

③活用の分野や用途に応じた諸条件整理や事業計画の練り上げ (建築・不動産等の専門家)

現況確認後、具体的な空き家活用の分野や用途に応じた諸条件の整理を専門家よりアドバイスを行ないます。さらに、財団が必要と判断した場合は、資金計画等の事業計画支援も行います。

④場づくり・DIY 助言(建築士)

具体的な事業計画が固まった後、改修工事の検討にあたり、空間の可能性を引き出す改修相談、さらに DIY などのアドバイスを建築士より行ないます。

※ 現況確認の結果、耐震改修等にある程度の期間を要する場合がございますので、支援申請を検討されている場合は、なるべくお早目に事前相談をお済ませください。

※ 専門家派遣の詳細な内容については、お問合わせいただくか、応募相談時にご説明させていただきます。

(2) 世田谷の空き家等活用ゼミナール

- ・ その他の支援として、『世田谷の空き家等活用ゼミナール』の開催を予定しております。昨年度は、空き家等の利活用における実践的な事業計画づくりを学ぶ場として、建築・不動産等の各分野の講師陣からレクチャーを受けながら、グループワークで企画を練り上げました。

日にち 2019年11月下旬開催予定

※開催日時、内容、場所など詳細が決まりましたら、財団ホームページ等でお知らせいたします。

1. 表紙<公開>

平成31年度 世田谷区空き家等地域貢献活用助成事業

世田谷らしい
空き家等の地域貢献活用助成
応募書類

企画タイトル	
物件の種別 ※いずれかにチェック	<input type="checkbox"/> 空き家（戸建て） <input type="checkbox"/> 空室（共同住宅などの一室） <input type="checkbox"/> 空き部屋（戸建て又は共同住宅の使っていない部屋）
助成金申請額	

応募団体名	
-------	--

(様式2)

2. 応募団体について<非公開>

(1) 応募団体名	フリガナ 名称			
	HP			
(2) 代表者氏名	フリガナ 氏名			
(3) 連絡責任者 氏名・連絡先	フリガナ 氏名			
	住所	〒		
	電話番号			
	FAX 番号			
	Eメール			
(4) 事業に携わるメンバー (氏名記入は代表者も含み 10名まで) ※メンバーの氏名は必ず本人の了解を取った上で掲載してください。				
No.	氏名	年代	団体名・職種	本事業での役割・関わり方 (例)近隣住民、物件所有者、専門家等
①	(代表者)			
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				
合計 _____ 名 (うち世田谷区内在住 _____ 名 / 在勤 _____ 名 / 在学 _____ 名)				
(5) 団体設立の経緯と今までの活動実績 設立年、設立経緯や目的、活動履歴、現在の会員数などを記入してください。 ※活動実績に関わる資料がある場合は、別途添付してください。				

(様式3)

3. 建物・物件概要<非公開>

(1) 事業を実施する場所について			
世田谷区_____			
(2) 事業を実施する建物・物件の基本情報			
事業を実施する建物・物件について、下記項目に従って記入してください。			
①所有者の居住状況 ※何れかにチェック	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
②建物の築年数	_____年（昭和・平成_____年建築）		
③建物の規模	_____階建（共同住宅などの場合：_____戸）、延べ面積_____㎡		
④活用予定スペースの 詳細事項	<table border="0"><tr><td style="vertical-align: top;">【空室の場合】 ・物件の位置：_____階 ・部屋の数：_____部屋 ・延べ面積：_____㎡</td><td style="vertical-align: top;">【空き部屋の場合】 ・物件の位置：_____階 ・延べ面積：_____㎡</td></tr></table>	【空室の場合】 ・物件の位置：_____階 ・部屋の数：_____部屋 ・延べ面積：_____㎡	【空き部屋の場合】 ・物件の位置：_____階 ・延べ面積：_____㎡
【空室の場合】 ・物件の位置：_____階 ・部屋の数：_____部屋 ・延べ面積：_____㎡	【空き部屋の場合】 ・物件の位置：_____階 ・延べ面積：_____㎡		
(3) 詳細情報			
以下についてもわかる範囲で記入してください。			
①建築確認済証番号	交付年月日_____ 番号_____		
②検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 交付年月日_____ 番号_____		
③建物の用途			
④建物の構造			
⑤建築関係法令への適合状況 ※現在の物件の適合状況および活用用途に応じた適合状況について記入			
⑥区の耐震診断、耐震助成活用の有無	・区の耐震診断 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・区の耐震助成 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

5. 物件所有者の同意確認書<非公開>

この企画提案の実現には、物件所有者との合意形成が必要です。この提案に対する合意確認として、物件所有者ご本人あるいは全員から以下の合意確認書への署名を得てください(直筆)。

なお、以下の合意確認書につきましては、世田谷区で厳重に管理し、一般には公開しません。

企画提案に対する同意確認書

本助成事業の趣旨と応募書類の企画提案を熟知した上で、以下の1、2に同意いただける場合【物件所有者 署名欄】にご署名と捺印をお願いします。

整備対象となる物件の所有者が、団体や組織である場合、所属団体名や部署名についてもご記入ください。

また、同意に際して、特定の条件などある場合は、【特記事項欄】にご記入ください。

1. 団体（ ）が提案した整備を行うことに同意します。
2. 整備された場所を、団体に対して、整備完了後少なくとも5年以上、継続的に利用させることに同意します。

【物件所有者 署名欄】

氏名	所属あるいは住所
印	
印	
印	

【特記事項等】

--

1. 地域貢献活用の内容<公開>

- 以下の(1)～(4)について、A4サイズ、4枚以内で作成してください。
- 文章の他、図面、図・表などを用いてまとめてください。

(1) 空き家等の活用目的

- ①応募動機
- ②実現したい空き家等の活用イメージ
- ③目指す地域像(地域課題やニーズをどのように捉えているか)

などを記してください。

(2) 整備した場所の活用プログラム・活用スケジュール

- ①整備後の空き家等の活用方法・プログラム(内容や頻度)やスケジュール
- ②どのような属性の人々のどのような利用を考えているか
- ③物件の空間(部屋や設備)がどのように用いられるのか
- ④整備中および整備後の、市民が参加するプログラムをどのように考えているか

などを記してください。

(3) 管理・運営体制

- ①どのような立場の、何人くらいの人々が、どのように運営に携わってゆくのか
- ②どのような団体が連携してどのようなことをやるのか

などを記してください。

(4) 活用場所の開設後の運営事業の収支計画書

活用場所の運営における、一年間の収支計画について、現在想定できる範囲でご記入ください。

収 入		
科 目	金 額 (千円)	備 考
収入小計 (A)		
支 出		
科 目	金 額 (千円)	備 考
支出小計 (B)		
収支の差額 (A-B)		

(様式7)

2. 建物・物件の現況

- 事業を実施する建物・物件の資料として、以下の(1)、(2)をA4サイズ2枚に作成してください。
- 文章の他、図面、図・表などを用いてまとめてください。

(1) 建物・物件の位置図<非公開>

- 地図を使用して建物・物件の位置を示してください。
- 周辺状況(交通、公共施設など)が分かるようにしてください。

(2) 建物・物件の間取り図、写真など〈公開〉

○活用しようとする建物の現在の様子を間取り図や写真などで示してください。

(様式 8)

3. 初期整備の内容<公開>

- 以下の(1)、(2)の内容を含むように、A4サイズ、4枚以内で作成してください。
- 活用を予定している物件に対してどのような整備を、どのようなスケジュールで実施するのか、文章の他、図面、表などを用いてまとめてください。
- 応募申請書の「収支計画書」との関連が分かるように作成してください。

(1) 初期整備の具体的内容

- 対象地である物件に対し、どのような整備を実施するのか
- 改修工事を行う場合、物件のどの部分にどのような工事を実施するのか
- 手づくり施工等によりつくりつけ家具を整備する場合、物件にどのようにレイアウトするのか

(2) 初期整備のスケジュール

○公開審査会以降の、助成金申請書、見積書、図面などの作成・提出、初期整備の実施期間、活用のスタート時期など

○オープニングイベントを行う場合は、その準備期間や実施時期・内容も分かるように記入ください。

※工事契約・工事実施は、助成金交付申請書を区へ提出し、助成金交付決定通知を受けてから可能となります。

時期	内容
2019年 9月	・9/23(祝・月) 公開審査会
10月	・助成金申請書、見積書、図面等の提出 ⇒ 提出書類の審査
11月	
12月	
2020年 1月	
2月	
3月	3/18(水) 「助成金完了届」提出期限 (※完了届の提出後、助成金交付)

会則の作成方法について

会則を新たに作成される場合は、会則作成例を参考にし、以下の事項に留意してください。

名称及び所在地【作成例:第1条】

・団体の名称および、事務所の所在地や活動拠点を記載します。

目的【作成例:第2条】

・団体の目的を具体的に記載します。

事業内容【作成例:第3条】

・事業の内容を具体的に記載します。

会員【作成例:第4、5条】

・会員の位置づけ、入退会について記載します。

・会費(入会金や年会費等)を明確に記してください。

・会員の種別が複数ある場合は、それぞれ必要事項を記載してください。

役員【作成例:第6、7、8条】

・役員の構成、選任方法、職務、人数、任期を記載します。

総会等、団体の運営に関する意思決定方法【作成例:第9条】

・総会の開催回数・時期、議事内容、開催に必要な定足数、議決に必要な賛成票数などを記載します。

・会議の種類が複数の場合は、その名称に加え、総会と同様の事項を記載します。

経費【作成例:第10条】

・収入の種類を記載します。

会計【第11、12、13条】

・事業により会計を区分する場合は、その旨記載します。

・事業計画と予算の作成および決定の方法を記載します。

・事業報告と会計報告の作成および決定の方法を記載します。また、剰余金があった場合の取り扱いについて明記します。

会計監査【作成例:14条】

・会計監査について記載します。

事業年度【作成例:15条】

・事業年度を記載します。

施行日【作成例:附則】

・会則が施行される年月日を記載します。

以上

会則作成例

※あくまで作成例です。団体の実情や今後の運営方針に沿うように加筆変更してください。

〇〇〇〇〇〇会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は〇〇〇〇〇〇(以下「本団体」という。)と称し、事務局を東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

(目的)

第2条 本団体は、〇〇〇に対して、〇〇〇に関する事業を行い、自らの意思に基づいて〇〇〇に努めることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)〇〇〇に関する事業
- (2)〇〇〇に関すること
- (3)その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本団体の会員は、第2条に定める目的に賛同する者とし、自由に入退会することができるものとする。

(会費)

第5条 本団体の会費は、次のとおりとする。

- (1)入会金〇〇〇〇円
- (2)年会費〇〇〇〇円

(役員の種類)

第6条 本団体に次の役員をおく。会長1名、副会長〇名、会計〇名、会計監査〇名

- 2 前項の役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 会計は、本団体の会計事務を処理する。
- 4 会計監査は、本団体の会計および資産の状況を監査し、会計事務において不正の事実を発見したときに総会に報告すること。また、これを報告する必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は〇年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第9条 本団体は、年〇回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会の開催は会員の過半数の出席を必要とし、議事は出席者の過半数の賛成（または総意）によって決定する。

- (1)事業計画・事業報告
- (2)予算・決算
- (3)役員を選任及び解任
- (4)会則改正
- (5)その他必要事項

(経費)

第10条 本団体の経費は、会費、その他事業に伴う収入をもって構成する。

(会計区分)

第11条 本団体の会計は、第3条に掲げる事業に区分する。

(事業計画及び予算)

第12条 本団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 本団体の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(会計監査)

第14条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(事業年度)

第15条 本団体の事業年度及び会計年度は、毎年〇月〇日から〇月〇日までとする。

【附則】この会則は団体の発足日である平成〇年〇月〇日より施行する。

世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付要綱 (平成25年6月28日25世住宅第313号)

最終改正:平成29年4月1日29世住宅第522号

改正内容:平成29年4月1日29世住宅第522号[平成29年4月1日]

○世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付要綱
平成25年6月28日25世住宅第313号

改正

平成28年3月22日27世住宅第1366号
平成29年4月1日29世住宅第522号

世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金(以下「助成金」という。)の交付について、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世田谷区空き家等地域貢献活用事業 地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域のまちづくりの推進等に貢献することを目的として区内の空き家等を公益的に活用する事業であって、先導的な事例となるもの(以下「活用事業」という。)をいう。
- (2) 空き家等 次に掲げるものをいう。
 - ア 居住者のいない一戸建て住宅
 - イ 共同住宅等の居住者のいない住戸
 - ウ 一戸建て住宅内の空き部屋
 - エ 共同住宅等の住戸内の空き部屋

(助成金の交付の対象となる事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、活用事業の実施にあたり必要となる準備行為とする。

(助成金の交付を受けられることができる者)

第4条 助成金の交付を受けられることができる者は、区内において活用事業を実施する法人その他の団体(代表者又は管理人の定めのあるものに限る。)又はその連合体(以下「団体等」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 営利を目的としないものであること。
 - (2) 地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域のまちづくりの推進等に関する活動実績を有すること。
- (助成金の交付の対象となる経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次に掲げるもの(第3条の準備行為に要するものに限る。)とする。

- (1) 空き家等の改修工事に要する経費
- (2) 前号の改修工事の設計に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める経費

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、助成対象経費の合計額(他の助成制度により助成を受けている場合は、当該助成に係る額を除く。)とし、活用事業を実施する一の団体等につき改修工事費2,000,000円、耐震改修費1,000,000円を上限とする。

2 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(選定)

第7条 区長は、別に定めるところにより、活用事業を実施する団体等を公募するものとする。

2 区長は、前項の公募に応じた団体等が提案した活用事業に係る企画を空き家等の地域貢献活用事業審査会の審査に付し、その結果を勘案して活用事業を実施する団体等を選定するものとする。

3 前項の規定により選定する団体等は、次の要件を満たすものでなければならないものとする。

- (1) 活用事業の対象とする空き家等の所有者でない団体等にあつては、活用事業の実施につき当該空き家等の所有者の同意を得ていること。
- (2) 助成事業を完了するまでに活用事業を継続的に実施することができる状態になることが確実であること。

(助成金の交付申請等)

第8条 区長は、前条第2項の規定により選定した団体等が助成対象経費の支出の原因となる契約を締結する前に当該団体等に、必要と認める書類を添付した世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付(変更)申請書(第1号様式。次項及び第4項において「申請書」という。)を提出させるものとする。

2 区長は、申請書の提出があつた場合は、当該申請書及び添付書類を審査し、助成金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付けた条件を世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付(変更)決定通知書(第2号様式)により、助成金の不交付を決定したときは、その旨を世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、速やかに当該申請書を提出

した団体等に通知するものとする。

3 区長は、助成金の交付が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、助成金の交付を決定してはならないものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、助成金の交付の決定を受けた団体等(以下「助成事業者」という。)が申請書の内容を変更しようとする場合に準用する。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

5 区長は、助成事業者が活用事業を中止しようとするときは、世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付辞退届(第4号様式)を提出させるものとする。
(工事施工者の届出)

第9条 区長は、助成事業者が第5条第1号の改修工事に係る契約を締結したときは、世田谷区空き家等地域貢献活用事業改修工事施工者決定届(第5号様式)により工事施工者の氏名又は名称、住所等を届けさせるものとする。
(完了届)

第10条 区長は、助成事業者が助成事業及び助成対象経費の支払いを完了したときは、必要と認める書類を添付した世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金助成事業完了届(第6号様式。次条において「完了届」という。)を助成金の交付の決定を受けた年度の末日までに提出させるものとする。ただし、助成事業者が助成事業を助成金の交付の決定を受けた年度の末日までに完了しない場合は、その旨を報告させるものとする。
(交付額の確定)

第11条 区長は、完了届の提出があった場合は、速やかに検査を行い、合格としたときは交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 区長は、助成金の額を確定したときは、その額を世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付額確定通知書(第7号様式)により速やかに助成事業者へ通知するものとする。
(交付請求)

第12条 区長は、確定した助成金の額を助成事業者へ通知したときは、当該助成事業者へ世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付請求書(第8号様式。次項において「請求書」という。)を提出させるものとする。

2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る助成金を支払うものとする。

3 助成金の受領は、第5条第1号及び第2号の経費に限り、第9条の工事施工者に委任することができるものとする。
(権利譲渡の禁止)

第13条 区長は、助成事業者へ助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供させてはならない。
(交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業者が第7条第3項の要件を欠くに至ったとき。
- (4) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
- (5) 世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付辞退届が提出されたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、助成金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、助成金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区空き家等地域貢献活用事業助成金交付決定取消通知書(第9号様式)により当該助成事業者へ速やかに通知しなければならない。
(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、助成事業者に対して取消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。
(違約加算金及び延滞金)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者はその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
(違約加算金の計算)

第17条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。
(延滞金の計算)

第18条 第16条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(調査に対する協力の依頼)

第19条 区長は、助成金の交付に関して調査が必要な場合は、助成事業者に協力を求めることができるものとする。

(活用事業の廃止の制限)

第20条 区長は、助成事業者が助成金の交付を受けた後やむを得ない事由により活用事業を廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けさせなければならない。ただし、活用事業を開始した日から5年が経過した場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日27世住宅第1366号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日29世住宅第522号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
